

(市民参加)

- 第〇条 議会は、市民参加の機会を確保するよう努めなければならない。
- 2 議会は、休日や夜間あるいは地域に出向いて会議を開催するなど、市民の参加手段の向上に努めるものとする。
  - 3 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努める。
  - 4 請願者や陳情者は、委員会において意見陳述等を行うことができる。

(他の条例との関係)

(目的)

- 第〇条 この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。